

第221回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和元8月7日(水)15:00～15:15

場 所：経済産業省 別館1階103－105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、ただいまから第221回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。

議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　第2部の4つの議題につきましては、個別企業の情報を取扱うことから、議事は非公開とし、「議事要旨」を後日委員会ホームページに掲載することとしたいと思います。

会議資料につきまして、情報公開請求された場合には、その対応について改めてご相談をすることとしてよろしいか、ご確認をいただければと存じます。

○八田委員長　それでは、「議事次第」に「第2部」と記載されている事項については、非公開での開催とさせていただきますよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、ご異存はありませんでしたので、そのようにさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議題(1)「電力の卸供給の在り方について」、黒田室長からご説明をお願いいたします。

○黒田取引制度企画室長　それでは、資料3をごらんいただければと思います。

「電力の卸供給の在り方について(主に卸供給の交渉体制について)」ということをございます。

「趣旨」でございますけれども、今般の制度設計専門会合におきまして、電力の卸供給の在り方について整理を行わせていただきまして、その内容を踏まえ、卸供給に

関する諾否の判断ですとか、交渉窓口の在り方について、旧一般電気事業者に対し、自主的な取組として要請することについてご審議をいただきたいものでございます。

「主なポイント」の１．の「これまでの検討状況」でございます。

まず、昨年８月に競争的な電力・ガス市場研究会中間論点整理におきまして、旧一般電気事業者の卸供給に関し、新規参入者との卸供給に関する交渉については発電部門など新規参入者等との競争を排除する誘因を持たない者が行うことが望ましいとして、今後、その在り方について検討を進めていくこととされました。

その後、第35回（平成30年12月17日）及び第38回（令和元年５月31日）の制度設計専門会合におきまして、電力卸供給の在り方についてご議論をいただき、考え方の整理を行わせていただいたということでございます。

２．の「今後の対応について」ですけれども、今般、卸供給の考え方の整理について、別紙の資料３－１のとおり、電力・ガス取引監視等委員会として、旧一般電気事業者に対し、自主的な取組として要請することとしたいというものでございます。

資料３－１の内容についての概要を、資料３の下の方に書かせていただいております。まして、こちらでご説明をさせていただければと思います。

まず、「卸供給の諾否に関する判断」でございますが、これは、旧一般電気事業者による新電力との卸取引に関する諾否の判断については、各社が経済合理的に取り組むことが小売市場における公正な競争を促進する観点から望ましいということでございまして、取引の拒絶について、一定の経済合理性があり得る場合ですとか、通常、経済合理性が認められない場合などを、資料３－１で例示をさせていただいているところでございます。

また「卸供給の交渉体制」でございますけれども、旧一般電気事業者が保有する電源についての卸供給交渉に関しては、発電部門など小売事業の利益増大を目的としない部門が行うことが望ましく、逆に、小売部門が行うことは、特段の事情がない限り適切ではないという考え方を記させていただいております。

また、旧一般電気事業者は、卸供給に関する交渉窓口を特定し、各社ホームページ上等での公表その他の手段により、新電力側が容易に交渉を申し込むことを可能とすることが望ましいということでございます。

最後の●でございますが、例外的に小売部門が交渉窓口となる場合には、競争者たる新電力の調達原価や営業方針その他の競争に悪影響を与え得る情報を小売部門が把

握することとなるため、当該情報については、営業秘密として管理し、必要最低限の範囲の社員のみアクセス権を付与し、守秘義務を課する等の手段により、適切な情報管理を行うことが望ましいということを書かせていただいております。

以上の内容について、旧一般電気事業者に対し、自主的な取組として要請することについてご議論いただければと思います。

以上でございます。

○八田委員長      ありがとうございました。

ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、私から質問ですけれども、「卸供給の諾否に関する判断」というところがありまして、その下に「卸供給の交渉体制」というのがありますが、これを最初読んだときによくわからなかったのは、1行目に「基本的には」というのがあるし、3行目にも「基本的には」というのがあって、形容詞というか副詞ですかね、たくさんあるなと思ったのですが、でも、線を引いてあるところをみれば、「旧一般電気事業者が保有する電源についての卸供給交渉は、発電部門など小売事業の利益増大を目的としない部門が行うことが望ましい」ということで非常にわかりやすいのですが、途中の「基本的には」から「具体的には」のところまでは、なくても済むような気がするのですが。

○黒田取引制度企画室長      こちらは、資料3-1の、全体を通して7ページの下から2つ目の「このため……」という●に書かせていただいている部分でございます。この引用の仕方が少しわかりづらい文章になってしまっていて、非常に恐縮ですが、ここに「卸供給交渉は」と書いてあるとおり、「基本的には、当該旧一般電気事業者の各部門のうち、小売市場における競争排除のインセンティブを基本的には有さない部門、具体的には、発電部門など小売事業の利益増大を目的としない部門が行うことが望ましく」ということで、主語・述語が、こちら本文のほうは「卸供給の交渉~~々~~他~~々~~は」ということで書かせていただいております。中身が若干わかりづらくなっているかもしれませんが、具体的に言いたいことは、ここに書いてある部分でございます。

○八田委員長      なるほどね。字句の問題ですから、このままでもいいのかもしれないけれども、最初のところの「卸供給交渉に関して」よりは、「卸供給交渉は」のほうが、下とつながるように思いますし、それから、真ん中の部分は、付加価値が余りよくわからない。どうせサマリーを書くのであれば、「発電部門など」と書いたほうがわ

かりやすいのではないかと思います。

○黒田取引制度企画室長 サマリーについては、そのように修正いたします。

○八田委員長 単に字句のことですね。

それで、今８ページのところまでカバーされたんですよね。

○黒田取引制度企画室長 そうです。

○八田委員長 ここで、８ページの真ん中ぐらいのところの（ア）は、これは非常に明快で重要だと思います。「既存のＰＰＡ等の契約により」、「ＰＰＡ等」だから、これは電力会社の社内の契約も含まれていると思いますが、「ＰＰＡ等の契約により小売部門が発電部門から電気の引取義務を負っている場合などにおいて、締結時に想定された需要が減少した場合に売ることができる」、ここは、引取義務を負っているというんだから、数量をきちっと決めて買ったところが、それだけの需要がなかったから、取引所に売るなり何なりしますということですが、これも明快で、引取義務を負っているケースについて許すというのを書いたのは非常によかったと思います。

（イ）のところをみると、引取義務ということは余り書いていないのですが、社内で幾らでも買えます、決めた値段で幾らでも買えますということも許しているような印象があるのですが、ここは、ほかのいろいろな条件をかけているから、必ずしも引取義務を負っていなくてもいいんだと、自由に変動して数量を買えるような契約をしていてもいいんだと、そういう意味合いだと考えてよろしいですか。

○黒田取引制度企画室長 ここは、そういう意味では「引取義務」というところまで明確に書いているわけではないのですが、他社との共同事業活動というところ限定されておりまして、あと括弧で書かれているように、例えば（かつ、他社が独自のノウハウ・経営資源を提供することによって新たに競争促進的なサービスを需要家に提供する事業活動）という形で、基本的には、こういったものに当てはまる場合を考えているということでございまして、他社と、そもそも共同でやる事業活動ということですので、好き勝手にいろいろできるということは余り想定されていないところでございます。

○八田委員長 もし引取義務を負っている場合には、他社とやろうが自分でやろうがいいわけだから、（ア）で全部カバーされているわけですよね。

○黒田取引制度企画室長 そうですね、引取義務の場合は（ア）で。

○八田委員長 だから、要するに（イ）については、少なくとも今の段階では例外

を設けて、引取義務がない場合でも、この限定であればいいよということにしたと、そういうことですね。

○黒田取引制度企画室長　そうですね。制度設計ではそういう議論をいただいているということです。

〔稲垣委員：入室〕

○八田委員長　わかりました。

ほかにはご質問、ご意見ございませんか。

（質問、意見等：なし）

それでは、小さな字句の修正のことは提案いたしました、それ以外のことについては、ただいまのご説明内容について異論がないと理解してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、今の議論を踏まえて、事務局に字句の修正だけお願いしたいと思います、それは、最終的には私に一任させていただきたいと考えますが、そういうことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

どうもありがとうございます。

そういう修正を加えた上で、旧一般電気事業者に対して要請することにいたします。

それでは、本日第1部で予定されていた議事は以上ですが、何かほかにございますか。

○恒藤総務課長　第2部は、準備が整い次第開催したいと思います。

第2部は非公開での議事となりますので、申しわけございません、一般傍聴の方は、ここで退室をお願いいたします。

——了——